

販売方法①

	調剤済み 薬剤	薬局医薬品	要指導 医薬品	第1類 医薬品	第2類・第3類 医薬品
販売者	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師 登録販売者
購入者が使用者で あることの確認	(処方箋あり)	○	○	—	—
他店からの購入状 況	(薬剤師法)	○	○	(乱用品目 のみ)	(乱用品目 のみ)
上記確認結果によ る販売制限	(薬剤師法)	○	○	(乱用品目 のみ)	(乱用品目 のみ)
購入者の理解の確 認後の販売	○	○	○	○	—
相談があった場合、 情報提供等の後に 販売	○	○	○	○	○
販売した専門家の 氏名、薬局の名称、 連絡先の伝達	○	○	○	○	○

販売方法②（情報提供等の方法）

	調剤済み 薬剤	薬局医薬品	要指導 医薬品	第1類 医薬品	第2類・第3類 医薬品
店舗内の情報提供 場所での情報提供	○	○	○	○注	△注 情報提供が義務でない
個別の情報提供	○	○	○	○	△
副作用発生時の対 応の説明	○	○	○	○	△
購入者の理解・再質 問の有無の確認	○	○	○	○	△
他剤推奨	（薬剤師法）	○	○	—	—
受診勧奨	（処方箋あり）	○	○	○	△
情報提供した薬剤 師名の伝達	○	○	○	○	△
情報提供時の書面 記載（内容は次ページ）	○	○	○	○	△
情報提供時の確認 （事項は次ページ）	○	○	○	○	△

注）特定販売については、情報提供は店舗内で行えば足りる。（情報提供場所で情報提供する必要はない）

販売方法③（書面記載事項等）

【書面記載事項】

- ① 名称
- ② 有効成分の名称・分量
- ③ 用法・用量
- ④ 効能・効果
- ⑤ 使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- ⑥ 販売する薬剤師・登録販売者が、適正な使用のため必要と判断する事項

※ 形態は、書面に限らず、タブレット端末等に表示して示すことでも可。

【情報提供時の確認事項】

- ① 年齢
- ② 他の薬剤・医薬品の使用状況
- ③ 性別
- ④ 症状、医療機関の受診の有無
- ⑤ 現にかかっている疾病名
- ⑥ 妊娠の有無、妊娠週数
- ⑦ 授乳の有無
- ⑧ 当該薬剤・医薬品の購入や使用の経験
- ⑨ 薬剤・医薬品の副作用の経験やその内容
- ⑩ その他情報の提供及び指導を行うために確認することが必要な事項

販売方法④（相談時の対応）

	調剤済み 薬剤	薬局医薬品	要指導 医薬品	第1類 医薬品	第2類・第3類 医薬品
相談時の情報提供 等を行う者	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師 登録販売者
危害発生防止に必要な事項の情報提供	○	○	○	○	○
個別の情報提供	○	○	○	○	○
他剤推奨	（薬剤師法）	○	○	—	—
受診勧奨	（処方箋あり）	○	○	○	○
情報提供等を行った 専門家の氏名の伝達	○	○	○	○	○

販売方法⑤（医薬品の区分ごとの注意点）

【薬局医薬品・要指導医薬品】

- 薬局等の薬剤師は、購入者が使用者本人以外の者でないかを確認。
- 使用者以外の者が購入者の場合は、正当な理由の有無を確認。正当な理由がない場合は、販売してはならない。
- 正当な理由については、大規模災害時等を念頭に、今後、施行通知で明確にする予定。
（大規模災害時等でなければ、家族の薬を買いに来た者に販売することも認められない）

【第1類医薬品】

- 今般の法改正で、情報提供の免除のルールが変更。
- 購入希望者から、情報提供を要しない旨の意思の表明があった場合であっても、薬剤師が、第1類医薬品が適正に使用されると認められると判断した場合でなければ、情報提供は免除されない。
- この判断は、薬剤師自らが実施する必要があり、登録販売者や一般従事者が行うことは出来ない。



小児や妊婦に重篤な副作用が出る可能性があります。詳しくは、本薬局の薬剤師か登録販売者にお尋ねください。

【指定第2類医薬品】

- 薬局等において、禁忌の確認や専門家への相談を促す掲示・表示を行うとともに、購入者にその内容が適切に伝わる取組を行う。（声かけやポップアップ等）

販売方法⑥（乱用等のおそれのある医薬品の販売）

【確認事項】

- 別に厚生労働大臣が定める乱用等のおそれのある医薬品を販売する際には、以下の事項を確認しなければならない。
 - ① 若年購入者の場合は氏名・年齢
 - ② 他の薬局等における当該医薬品及び他の乱用等のおそれのある医薬品の購入の状況
 - ③ 多量購入の場合は、その理由
 - ④ その他適正な使用を目的とする購入であることを確認する必要な事項

【販売数量制限】

- 上記の事項を確認の上、適正な使用のために必要と認められる数量に限って販売しなければならない。

【対象品目】

- 以下の成分を含有する医薬品を対象とする方針。（今後パブリックコメントを実施。）

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ① コデイン（鎮咳去痰薬） | ⑤ ブロムワレリル尿素 |
| ② ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬） | ⑥ エフェドリン |
| ③ ジヒドロコデインセキサノール（鎮咳去痰薬） | ⑦ プソイドエフェドリン |
| ④ メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬・液剤） | |

→ 適正な使用のために必要と認められる数量は1包装単位とし、1包装を超えて購入しようとする場合には購入理由の確認が必要となる。

販売記録の作成・保存

①～⑤は、薬事監視の実効性の確保の観点からの記録 ⑥は、安全対策の観点からの記録※¹	薬局医薬品 要指導医薬品 第1類医薬品	第2類医薬品 第3類医薬品
①品名	義務	努力義務※ ²
②数量		
③販売日時		
④販売・情報提供等を行った薬剤師の氏名		
⑤購入者が情報提供等の内容を理解した旨の確認		
⑥購入者の連絡先	努力義務	

※¹ 作成義務が課せられる記録の保存期間は2年間

※² 第3類医薬品は、④のうち情報提供を行った薬剤師・登録販売者の氏名及び⑤は対象外